

徳島県教職員のソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

ソーシャルメディアの利用にはご注意を

私たちの生活において重要な情報手段となっているソーシャルメディアは、一度発信した情報を、完全に削除又は訂正することが困難であり、不正確な情報の発信や不用意な発言によって、意図しない問題を引き起こしたり、トラブルに巻き込まれたりすることがあります。

このため、徳島県教職員が、ソーシャルメディアの私的利用においても、適切に扱い、その有用性を十分に活用できるよう、「留意点」及び「チェックリスト」を作成しましたので御活用ください。

ソーシャルメディアとは

ライン（LINE）やツイッター、インスタグラム、フェイスブックなど、インターネットを利用して誰でも手軽に情報の発信や相互のやりとりができる双方向メディアのことを指します。



ソーシャルメディアの利用における留意点

1 教職員として特に気をつけること

- (1) 私的利用においても、徳島県の教職員であることを自覚し、責任を持つこと。
(個人的な発言でも、徳島県の教職員の見解ととられる可能性がある。)
- (2) 児童生徒とSNS等を用いての私的なやりとりを行ってはならないこと。
- (3) 児童生徒や保護者から知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た秘密を発信しないこと。

2 一般的なソーシャルメディアの利用において気をつけること

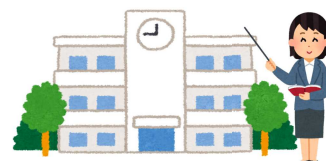
- (1) 法令や条例、モラル、マナー等の遵守及びサービス提供側が定めた決まりを守ること。
- (2) インターネットでは、一度発信すると完全に削除することが難しいことに留意すること。
- (3) 自己の発言が、自己や他者の将来に重大な影響を及ぼしかねないことに留意すること。
- (4) 一人一人の個性や多様性を尊重し、互いに認め合うコミュニケーションに努めること。

- ※ 匿名であっても、次の内容は絶対に発信してはいけない。
- ・ 誹謗中傷や差別発言
 - ・ 他者の著作権や肖像権、プライバシーを侵害する情報
 - ・ 虚偽の情報や事実かどうかわからない情報への同調や拡散



ソーシャルメディアの利用におけるチェックリスト

あなたが利用しているソーシャルメディアについて、以下のチェックリストを使って確認してみましょう。
 (「はい」の場合は、回答欄に☑を記入しましょう。)



	項目	回答欄
1	勤務時間中にソーシャルメディアの私的な利用はしていない。	
2	ソーシャルメディア上で、児童生徒や保護者と個人的なやりとりはしていない。	
3	児童生徒の成績や写真等、プライバシーに関する投稿はしていない。	
4	発信する前には、必ずその内容をチェックしている。	
5	違う考えの書込等を批判したり、攻撃したりしていない。	
6	誹謗中傷や差別的と受け止められる内容の発信をしていない。	
7	ウソをついたりデマを流したりしていない。また、事実かどうかわからない情報に同調したり、拡散したりしていない。	
8	投稿した画像に他人が写っている場合、許可をとってある。	
9	他人が作成した画像等を勝手に使用していない。	
10	学校(職場)のネットワークに私物の端末(スマホ等)を接続していない。	
11	パスワードは簡単に推測できないものにし、複数のソーシャルメディアで同じパスワードを使用していない。	
12	あなたの個人情報や投稿記事、画像は、意図しない人たちから閲覧できないプライバシー設定になっている。	

☆チェックがつかない項目が一つでもある場合は、利用方法を見直しましょう。

ソーシャルメディアにおけるトラブル対策

～迅速かつ慎重に～



実名・匿名にかかわらず、不用意な投稿で炎上するトラブルは、たくさん起きています。万が一、誤った情報や不適切な情報を発信してしまった場合は、当該発信を削除するだけでなく、早急に訂正や謝罪を行うなど、誠実な対応を心がけてください。

投稿や行動を批判されるなど、個人攻撃等をされた場合は、感情的な対応を控え、冷静に対処してください。状況によっては、速やかに学校長に報告し、指示を仰ぐなど、必ず誰かに相談しましょう。

【参考資料】

- ・国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点(総務省)
- ・ソーシャルメディアガイドラインの普及促進等に関する取組～「スマートニュースイニシアティブ」を受けて～(総務省)
- ・徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン
- ・教職員が安心してインターネットを利用するためのソーシャルメディア利用のガイドライン(情報教育を考える会)